ひろしま労働

1月号
2009年
No. 375

「両立支援対策セミナー」が開催されました。

「仕事と家庭を考える月間ｉｎひろしま」に当たり，１０月１６日広島市，１０月１７日福山市で，仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを推進するためのセミナーが開催されました。（5ページに登録制度のご案内を掲載しています。）

目　次

- 知事年頭のあいさつ ……… 2
- 「第２５回ひろしま技能フェア」を開催しました／県立技術短期大学校／県立高等技術専門校／広島障害者職業能力開発校入校生募集 ……… 3
- 広島県の最低賃金 ……… 4
- 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度について ……… 5
- 労働相談コーナー ……… 6
- 県費預託融資（労働支援融資）制度の紹介 ……… 8
- いわゆる「２００９年問題」について ……… 10
- 広島県の主要労働経済指標 ……… 11
- 「広島県労働相談コーナー」のご案内 ……… 12
- 石綿救済法の改正について ……… 12

わーくわくネット
ひろしま
ワンストップ雇用労働情報提供システム

「ひろしま労働」は，広島県商工労働局のホームページ「わーくわくネットひろしま（http://www.work2.pref.hiroshima.jp/）」にも掲載しておりますので，併せてご覧ください。

年頭のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。
県民の皆様には，すがすがしい新春をお迎えのことと，心からお慶び申し上げます。

昨年の米欧の金融危機に端を発した世界経済の減速は，本県経済にも輸出の急激な減少や雇用環境の悪化など，深刻な影響を及ぼしております。

しかしながら，本県は高度な「ものづくり技術」や「卓抜した技能人材」などの世界をリードする産業集積や多様でバランスの取れた産業構造を有しており，遠からずこの難局を乗り越え，再び力強い成長を取り戻すものと確信いたしております。

一方で，急速に進展する高齢化や人口減少，国と地方を通じた厳しい財政状況などに適切に対応し，我が国が，安定的・持続的に発展し続けていくためには，国と地方の役割を根源から見直すことで二重行政を排除し，簡素で効率的な行政を行っていくことが不可欠であると考えています。

現在，地方分権改革は，こうした考え方を基本として進められており，引き続き，本県では，国に対して強く改革の実現を迫るとともに，分権の受け皿である県組織を一層簡素で機動的なものにして参ります。

また，非常に厳しい財政環境下ではありますが，本県が将来にわたって「元気な広島県」であり続けるために，一層の施策の選択と集中を行い，効率的で事業効果の高い行政運営に努めて参ります。

まず，本県が将来にわたって発展しつづけるために，次代を担う活力ある人づくりとその人材を活かす社会づくりの両面から，人づくりを行って参ります。

また，近い将来の道州制をにらみ，空港・港湾，高速道路網などのインフラ整備や競争力の高い産業育成など，中枢拠点性の強化に努めます。

さらに，水源涵養や地球環境保全などの県土保全を通じて県民全体の暮らしを支えている過疎地域の人々が，いきいきと暮らすことのできる新たな過疎対策を講じて参ります。

その他にも，安心して子どもを生み育てられ，どこに住んでいても必要な医療を受けることのできる暮らしの安全・安心づくりや，今春開通１０周年を迎える「しまなみ海道」などの魅力ある地域資源を活用し，様々な産業への経済波及効果のある観光産業の振興など，積極的に推進して参ります。

新年の門出に当たり，今年一年，皆様の御多幸と御健勝を心からお祈りいたしますとともに，本県行政の推進に御協力と御支援をよろしくお願い申し上げます。

平成２１年元旦

広島県知事　藤田雄山

第２５回～伝えよう 匠の技を 次世代に～

ひろしま技能フェア を開催しました！！

「伝えよう 匠(たくみ)の技を 次世代に」をテーマに11月14日及び15日の2日間，県立広島産業会館西展示館において「第25回ひろしま技能フェア」を広島県，広島県職業能力開発協会及び広島県技能士会連合会の主催で開催し，約6，900人の来場者で賑わいました。

フェア初日には職業能力開発に貢献した団体や個人の表彰が行われ，その功績を称えました。

会場では，公共や民間の職業能力開発施設及び「ひろしまマイスター」による技能実演や技能体験教室などが行われました。来場された方々は，真剣な顔つきでマイスターの技能に見入ったり，ものづくりに挑み，プロの指導による完成品に喜びを感じていました。

特に工芸菓子製作実演や強化ガラスの打撃実験のほか，鉋(かんな)を使用した箸の製作体験，ミニ畳製作体験などが好評で，子どもから大人まで多くの方が参加し，ものづくりの楽しさや難しさを感じていただくとともに，技能の大切さに触れていただく良い機会となりました。

県立技術短期大学校では４月入学生を募集しています！

所在地：広島市西区田方２－２５－１　　電話：（０８２）２７３－２２０１

応募締切は　１／２１（水）です。

県立高等技術専門校では４月入校生を募集しています！

校名	所在地	電話
広島高等技術専門校	広島市西区田方２－２５－１	（０８２）２７３－２２９１
呉高等技術専門校	呉市阿賀中央５－１１－１７	（０８２３）７１－８８１６
福山高等技術専門校	福山市山手町６－３０－１	（０８４）９５１－０２６０
三次高等技術専門校	三次市十日市南６－１４－１	（０８２４）６２－３４３９

応募締切は　広島・福山・三次校は１／１６（金），呉校は１／２０（火）です。

広島障害者職業能力開発校では４月入校生を募集しています！

所在地：広島市南区宇品東４－１－２３　　電話：（０８２）２５４－１７６６

応募締切は　第２回　１／９（金）

第３回　２／２０（金）です。定員になり次第，締め切ることがあります。

☆　応募方法等，詳しくは各校へお問い合わせください。

☆　訓練の様子や施設を見学いただけます。事前に各校へ連絡の上，お越しください。

「必ずチェック最低賃金！　使用者も　労働者も」

広島県最低賃金は，
平成２０年１０月２６日から
時間額　６８３円　です。

広島県最低賃金は，県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

年齢，性別，雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕，支払形態〔月給・日給・時間給等〕の別を問いません。

なお，特定の産業で働く労働者については，広島県最低賃金よりも金額の高い「産業別最低賃金」が適用される場合があります。

≪広島県産業別最低賃金≫

件名	最低賃金額（時間額）	発効日
製鉄業、鋼材、鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	810円	平成20年12月31日
建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	779円	平成20年12月31日
はん用機械器具，生産用機械器具，業務用機械器具製造業最低賃金（一般機械器具製造業最低賃金）	785円	平成20年12月31日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	743円	平成20年12月31日
自動車・同附属品製造業最低賃金	769円	平成20年12月31日
船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金	809円	平成20年12月31日
各種商品小売業最低賃金	756円	平成20年12月31日
自動車小売業最低賃金	764円	平成21年1月15日

最低賃金についてご不明な点は，広島労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお気軽にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

○ 広島労働局賃金室　℡０８２－２２１－９２４４

○ 労働基準監督署

広島中央労働基準監督署	０８２－２２１－２４６０	尾道労働基準監督署	０８４８－２２－４１５８
呉労働基準監督署	０８２３－２２－０００５	三次労働基準監督署	０８２４－６２－２１０４
福山労働基準監督署	０８４－９２３－０００５	広島北労働基準監督署	０８２－８１２－２１１５
三原労働基準監督署	０８４８－６３－３９３９	廿日市労働基準監督署	０８２９－３２－１１５５

広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度

登録企業募集中！！

一般事業主行動計画を策定し，「仕事と家庭の両立支援」に取り組むことを宣言された企業を，県が登録する制度です。登録企業には，登録証を交付するとともに，県の次世代育成支援ホームページ（http://www.pref.hiroshima.lg.jp/jisedai/）などで企業の取組内容を紹介します。

両立支援の取組をＰＲして
企業のイメージアップや優秀な人材の確保・定着を！

【登録方法】一般事業主行動計画を策定し，広島労働局に届出を行い，「仕事と家庭の両立支援」に取り組むことを宣言する（広島県へ応募用紙を提出）

<一般事業主行動計画の目標例>
- ○育児休業を取得しやすく，職場復帰しやすい環境の整備
- ○子どもが生まれる際の父親の休暇取得促進
- ○短時間勤務制度やフレックスタイム制度などの実施
- ○子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入
- ○所定外労働の削減（ノー残業デーの導入など）
- ○年次有給休暇の取得促進　　など

応募 → 広島県：登録 → 登録企業をＨＰ等で紹介
登録証交付 ←

仕事と家庭の両立支援広島県登録マーク

【登録企業の特典】１　登録企業サポーターからの支援
２　県の建設工事入札参加資格審査における加点評価

★　登録企業　　平成２０年１１月末現在　２６３社

両立支援企業応援コーナーをご利用ください

広島県では，行動計画を策定して両立支援に取り組む企業を応援する窓口を設けています。

行動計画の策定や実施についてのアドバイス，次世代育成支援資金(県費預託融資制度)，助成金などの情報提供を行っていますので，是非ご利用ください。

企業などに出向いての相談にも応じています。

名　称	両立支援企業応援コーナー
場　所	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁東館３階 労働福祉課内
電　話	082（513）3419
ＦＡＸ	082（222）5521
業務時間	8：30～17：30
休　日	土，日，休・祝日，年末年始

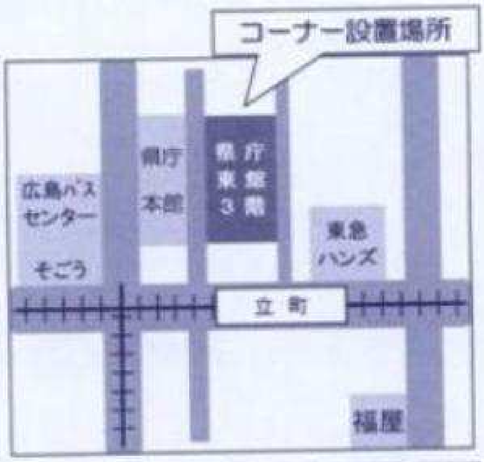

交通：広電立町徒歩３分

広島県からのお知らせ

- ○　行動計画の策定・届出義務が，従業員１０１人以上の企業に拡大されます！
- ○　「仕事と家庭の両立支援勉強会」を開催してみませんか？

※これらの情報や，登録企業の両立支援取組状況などについては，次世代育成支援HP
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/jisedai/　をご覧ください。

◆仕事と家庭の両立支援についてのお問い合わせ
広島県商工労働局 労働福祉課　電話０８２－５１３－３４１９（ダイヤルイン）

労働相談コーナー

〔今回のテーマ〕　採用内定が取り消された

【質問】

私は、来春卒業予定の大学生です。ある企業の採用試験に合格し、秋に内定通知を受け、会社側に入社誓約書を提出しました。

ところが、先日、会社から業績の悪化を理由に内定を取り消したいという連絡がありました。時期的にこれから新しい就職先を探すのは困難なのですが、入社はあきらめなければならないのでしょうか。

【回答】

1　使用者が採用内定を行い、それに対して学卒予定者等が誓約書を提出すれば、その時点で、使用者の解約権が留保された労働契約が成立したものと解されます。

2　採用内定の取消は、取消の理由が内定当時知ることができなかったか、知ることが期待できないような事実であって、社会通念に照らして相当と認められる場合に、可能とされています。

≪採用内定の法的性格≫

採用内定が取り消されると、時期によっては、その年度の就職をあきらめざるを得なくなり、労働者にとっては大きな問題です。

内定の法的性格について、判例は、「会社からの募集（申込みの誘引）に対し、労働者が応募したのは、労働契約の申込みであり、これに対する会社からの採用内定通知は、申込みに対する承諾であって、労働者の誓約書の提出とあいまって、これにより、労働者と会社との間に、労働者の就労の始期を大学卒業直後とし、それまでの間、誓約書記載の採用内定取消事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立したと認めるのが相当である。」としています（大日本印刷事件・最高裁判決昭54.7.20）。すなわち、採用内定によって、一定の解約権が留保された労働契約が成立していることになります。

もっとも、採用内定といっても、その実態は様々ですから、一概にこのようにいえるわけではありません。しかし、新規卒業者の場合についていえば、一般に、このようにいってよいでしょう。

≪内定取消の適法性≫

採用内定により労働契約が成立すると考えられる以上、内定取消は、内定の際に留保された解約権の行使による労働契約の解約ということになります。したがって、内定取消ができるかどうかは、解約権の行使が適法か違法かの問題になります。

これに関して、最高裁は、前掲の大日本印刷事件で、「採用内定の取消事由は、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られ

る」としています。つまり、内定通知書や誓約書に記載された取消事由に該当したとしても、必ずしもそのすべての取消が認められることにはなりません。
取消が正当と認められる事由としては、通常、次のようなものが考えられます。
① 学校を卒業できなかった場合。
② 入社の際に必要と定められた免許・資格が取得できなかった場合。
③ 健康を著しく害し、勤務ができない場合。
④ 履歴書や誓約書などに虚偽の記載があり、その内容や程度が採否判断にとって重大なものである場合。
⑤ 採用に差し支えるような破廉恥な犯罪行為があった場合等。

ところで、ご質問は経営悪化を事由にする内定取消は、有効かというものです。このような内定取消が有効とされるのは、経営悪化が新規採用を不可能ないし困難とするようなものであり、かつ、この経営悪化が内定当時予測できないものであった場合に限られます。事例として、ヘッドハンティングによりマネージャー職にスカウトされた労働者に対する経営悪化を理由とする内定取消について、整理解雇の４要件（人員整理の必要性、解雇回避の努力、人員整理基準と人選の合理性、労働者との協議手続）に照らし、その当否を判断すべきとし、会社の対応に誠実を欠くところがあったとして、採用内定取消を無効としたケースがあります（インフォミックス事件・東京地判平9.10.31）。

《こんな対応を！》
以上のように、合理的な理由のない内定取消は、解約権の濫用に当たり無効とされます。このことを念頭に、次のような対応を取りましょう。
① 内定取消の理由について、具体的な説明がない場合は、文書での回答を求めましょう。具体的な理由が示されている場合は、内定通知書や誓約書に、その事由が記載されているかどうか、確認しましょう。
② 企業に労働契約の履行（入社日からの就労）を求めるとともに、賃金の支払を要求しましょう。なお、採用を繰り延べる場合には、自宅待機の期間を明確に設定するように求めましょう。使用者側の事情で自宅待機させる場合、労働基準法第26条の規定によって、使用者は、自宅待機の期間中、平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければならないとするのが多数説です。
③ やむを得ず内定取消を受け入れる場合には、補償措置について会社側と交渉しましょう。
④ 会社側に誠意がみられない場合には、従業員としての地位保全・賃金仮払いの仮処分申請や損害賠償請求などの法的手段に訴える方法があります。

《公共職業安定所への通知》
中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲・ろう・養護学校、専修学校、職業訓練校などを新たに卒業しようとする者を雇い入れようとする会社が、内定期間中に内定を取消す場合や内定期間を延長する場合には、あらかじめ公共職業安定所か学校長に、そのことを通知することとされています（職業安定法第54条、同法施行規則第35条）。この通知を受けた職業安定所は、場合によっては、雇入れ方法の改善について指導を行うことができます。

労働支援融資

雇用の促進や働きやすい職場環境づくりに取り組む方へ
～県費預託融資制度のご案内～

1　雇用促進支援資金

事業拡大等に伴い，正社員の雇用（非正社員から正社員への転換を含む）を行う中小企業者

2　職場環境改善資金

対象・・・次のような施設・設備の設置又は改善を行う中小企業者等

① 福利厚生施設・・・独身寮・通勤用バス等
② 女性・高齢者の能力活用施設・・・扱いやすい機械器具等
③ 作業環境改善施設・・・防音・防臭・防塵設備等
④ 労働時間短縮（１時間以上）を図るための省力化設備等

3　次世代育成支援資金

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し，計画を実行するために，次のいずれかの事業を行う中小企業者等

① 事業所内託児所の新設・増改築
② 事業所内託児所の運営
③ 育児休業者の代替要員の確保
④ 育児休業者の職場復帰を支援するための事業（パソコン整備，就業規則等の整備等）

4　障害者雇用促進支援資金

次ページで
詳しく紹介しています！

〈融資限度額等〉

	雇用促進支援資金・次世代育成支援資金				職場環境改善資金			
資金の使途	運転資金及び設備資金				設備資金			
融資限度額	７，０００万円				５，０００万円			
融資期間	運転資金５年以内（据置１年以内） 設備資金１０年以内（据置３年以内）				１０年以内（据置３年以内）			
貸出利率（％）	固定金利		変動金利		固定金利		変動金利	
	保証付	保証無	保証付	保証無	保証付	保証無	保証付	保証無
	１．６	１．９	１．７	２．０	１．９	２．２	１．９	２．２
信用保証	原則として，広島県信用保証協会の信用保証付							

※　平成２０年度の金利です。来年度以降，変動することがあります。
※　融資の決定は最終的には金融機関の判断によって行われます。

障害者雇用促進支援資金融資のご案内

広島県では，障害者雇用に積極的に取り組む中小企業者を支援するため，運転資金・設備資金を低利で融資しています！

◆融資要件等

○ 資金名称……障害者雇用促進支援資金

○ 対象者……次の①～③のいずれかを満たす県内の中小企業者が対象となります。

①新たに障害者を常用雇用するもの
②常用雇用している障害者の割合が１．８％以上であるもの
③障害者の雇用促進を図るための施設・設備の設置又は改善を行うもの

※ ここでいう障害者には，身体障害者，知的障害者，精神障害者のほか，発達障害者，高次脳機能障害者等を含みます。

○ 融資限度額等

資金の使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	７，０００万円
融資期間	運転資金：５年以内（据置１年以内） 設備資金：１０年以内（据置３年以内）
貸出利率（%）	下表のとおり
信用保証	原則として，広島県信用保証協会の信用保証付
特記事項	融資後の障害者の雇用状況を把握するため，償還完了時まで定時報告をしていただく必要があります。

貸出利率（%）

固定		変動	
保証付	保証無	保証付	保証無
1.6	1.9	1.7	2.0

※ 平成２０年度の金利です。来年度以降，変動することがあります。

※ 融資の決定は最終的には金融機関の判断によって行われます。

☆ 取扱金融機関（申込先）

広島銀行，もみじ銀行，中国銀行，山口銀行，伊予銀行，
四国銀行，西日本シティ銀行，山陰合同銀行，西京銀行，
鳥取銀行，百十四銀行，愛媛銀行，香川銀行，
広島信用金庫，呉信用金庫，しまなみ信用金庫，
広島みどり信用金庫
広島市信用組合，広島県信用組合，備後信用組合，両備信用組合，
信用組合広島商銀，朝銀西信用組合，商工組合中央金庫

☆ お問い合わせ先

広島県 商工労働局 産業振興部 金融課　　℡０８２－５１３－３３２１(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

※ 雇用促進支援資金・職場環境改善資金・次世代育成支援資金の対象要件の詳細については，労働福祉課 ℡０８２－５１３－３４１０(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)にお問い合わせください

いわゆる「２００９年問題」について

2007（平成 19）年３月，労働者派遣法の改正により，物の製造業務の「派遣」の上限が１年から３年に延長されました。

2006（平成 18）年から派遣を受け入れている場合，上限の３年が 2009（平成 21）年となります。

労働者派遣法では３年を超えて派遣労働者を使用する場合には，**派遣先は派遣労働者に対して，雇用契約の申し込みをしなければならないと規定しています。**

ポイント

○　労働者派遣は「臨時的・一時的な業務」に対応するための仕組みであること。

○　恒常的な業務については，労働者を直接雇い入れることにより対応すること。

期間満了後も業務の処理が必要な場合は**直接雇用により対応**してください。

- 請負で対応する場合，発注者が指揮命令すれば偽装請負となり，発注者・請負事業者の双方とも労働者派遣法違反となります。
- クーリング期間経過後に再び派遣労働者として受け入れる場合は職業安定法違反となることがあります。

詳しくは，厚生労働省のHPまで…

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/09/h0926-6.html

参　考

○県内製造業における従業員数の推移　　　　（単位：人，%）

	製造業全体	正規の従業員	派遣労働者
平成１９年	271,200	174,900	15,200
平成１４年	286,300	194,400	5,600
増　減	△5.3	△10.0	+171.4

※　平成１９年就業構造基本調査

広島県の主要労働経済指標

項目／年月	雇用情勢								物価の動き	
	有効求職者数 ①		有効求人数 ②		有効求人倍率 ②／①		完全失業率		消費者物価指数 17年：100	
	広島県	全　国	広島県	全　国	広島県	全　国	広島県	全　国	広島市	全　国
	人	千人	人	千人	倍	倍	%	%		
18年平均	50,627	2,164	65,955	2,295	1.30	1.06	3.4	4.1	100.2	100.3
19年平均	47,642	2,094	56,842	2,180	1.19	1.04	3.3	3.9	100.3	100.3
20年8月	47,054	2,045	47,167	1,740	1.03	0.86		4.2	102.9	102.7
20年9月	47,968	2,083	48,125	1,794	0.99	0.84	－	4.0	103.1	102.7
20年10月	49,331	2,142	47,295	1,796	0.92	0.80		3.7	103.2	102.6
資料出所	厚生労働省、広島労働局								総務省、県統計課	

注1）有効求人倍率は季節調整値である。（年平均を除く。）
注2）求人、求職関係は新規学卒者を除きパートタイムを含んでいる。
注3）広島県の完全失業率は,モデル推計値である。

毎月勤労統計調査地方調査結果（平成20年9月分：調査産業計,事業所規模5人以上）

項　目	広島県 実　数	広島県 指数	広島県 対前年増減率(%)	全国 実　数	全国 指数	全国 対前年増減率(%)
現金給与総額(円)	273,609	83.2	△ 2.1	273,175	82.4	0.1
（実質）	－	80.5	△ 4.6	－	79.8	△ 2.2
きまって支給する給与(円)	267,924	99.3	△ 0.5	269,257	99.6	0.1
（実質）	－	96.1	△ 3.0	－	96.5	△ 2.2
所定内給与(円)	246,348	99.5	△ 0.3	250,529	99.8	0.4
所定外給与(円)	21,576	－	△ 2.0	18,728	－	△ 3.3
特別に支払われた給与(円)	5,685	－	△ 46.1	3,918	－	△ 2.5
総実労働時間（時間）	153.0	98.6	0.8	148.9	98.7	0.2
所定内労働時間（時間）	140.9	98.4	1.3	138.4	98.8	0.4
所定外労働時間（時間）	12.1	101.7	△ 4.7	10.5	99.1	△ 2.7
出勤日数(日)	19.5	－	※ 0.0	19.3	－	※ 0.1
常用労働者数(人)	969,914	100.6	1.0	45,129千	104.7	1.4
一般労働者(人)	739,328	99.5	1.8	33,277千	103.4	1.4
パートタイム労働者(人)	230,586	104.5	△ 1.7	11,853千	108.6	1.6
パートタイム労働者比率(%)	23.8	－	※ △ 0.6	26.26	－	※ 0.02
入職率(%)	1.62	－	※ 0.14	1.75	－	※ △ 0.21
離職率(%)	1.81	－	※ 0.04	1.80	－	※ △ 0.13

資料出所：県統計課、厚生労働省
注 1）指数は平成17年平均を100とする。
注 2）※は前年との差を示す。
注 3）実質賃金指数は、名目賃金指数を広島県分は広島市消費者物価指数で、全国分は全国消費者物価指数で除して算出している。
注 4）数値は、速報値である。

「広島県労働相談コーナー」をご利用ください。

○ 広島県では，『広島県労働相談コーナー』で，賃金や労働時間，解雇，退職など労働問題全般について，労働相談員による一般労働相談を行っています。

○ また，一般労働相談のうち，法律問題や法的な対応が必要なものについては，弁護士による特別労働相談も行っています。

○ **費用は無料，秘密厳守**です。お気軽にご相談ください。

内容 ＼ 名称・所在地	広島県労働相談コーナーひろしま 県庁東館３階 （広島市中区基町 10-52）	広島県労働相談コーナーふくやま 福山地域事務所第２庁舎１階 （福山市三吉町 1-1-1）
一般労働相談	月～金曜日 9：00～12：00　13：00～16：00 ℡　0120－570－207	月～金曜日 9：00～12：00　13：00～16：00 ℡　084－921－1412
特別労働相談（弁護士相談） ※ 予約制	第３水曜日 13：00～15：00 ℡　0120－570－207 ☆ 一般労働相談で受け付けた後，予約を受け付けます。	第３木曜日 13：00～15：00 ℡　084－921－1412 ☆ 一般労働相談で受け付けた後，予約を受け付けます。

（注）休祝日と年末年始は，休みです。

広島県労働相談コーナーについては，広島県商工労働局労働福祉課（℡082-513-3411）にお問い合わせください。

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆様へ

－「特別遺族給付金」に関するお知らせ－

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（改正石綿救済法）」が，平成２０年１２月１日から施行され，主に以下の点が変更されています。

○ 特別遺族給付金の請求期限の延長

平成２４年３月２７日までに延長されました。

○ 特別遺族給付金の支給対象の拡大

平成１８年３月２６日までに亡くなった労働者のご遺族の方(注)へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(５年)によって消滅した場合に限られます。

〔特別遺族給付金の相談窓口〕

広島労働局労働基準部労災補償課（ＴＥＬ ０８２－２２１－９２４５）又は最寄の労働基準監督署へお問い合わせください。